

## 平成21年6月26日施行の 租税特別措置法の一部改正のあらまし

2009年7月

日本実業出版社

最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から「租税特別措置法の一部を改正する法律」が平成21年6月19日に成立し、6月26日に公布・施行されました。改正内容の主なポイントは以下のとおりです。本書を読まれる際には、参考にしてください。

### ◎直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の 贈与税の非課税制度の創設

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、その年の1月1日において20歳以上である者が、自己の居住の用に供する一定の家屋の新築もしくは取得または自己の居住の用に供する家屋の一定の増改築（これらとともにするこれらの家屋の敷地の用に供されている土地または土地の上に存する権利の取得を含む）のための資金を、その直系尊属（父母、祖父母など）からの贈与により取得した場合には、当該期間を通じて500万円までは贈与税を非課税とする制度が創設されました。

なお、この特例は、暦年課税または相続時精算課税の非課税枠にあわせて適用可能となっています。

### ◎試験研究を行なった場合の特別税額控除制度の拡充

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度、特別試験研究費に係る特別税額控除制度、および中小企業技術基盤強化税制について、以下のとおり特例措置が講じられました。

#### ①平成21年度および平成22年度に開始した事業年度の特例

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度における税額控除の適用を受けることができる限度額を当期の法人税額の**100分の30**（改正前100分の20）**相当額**に引き上げることとされました。

#### ②平成23年度に開始した事業年度の特例

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度において、税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとされました。この場合、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の**100分の30相当額**とされます。

#### ③平成24年度に開始した事業年度の特例

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度において、税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度または平成22年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとされました。この場合、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の**100分の30相当額**です。

#### ◎交際費等の損金不算入制度の限度額引上げ

交際費等の損金不算入制度について、資本金の額または出資金の額が1億円以下である法人に係る定額控除限度額が**600万円**（改正前400万円）に引き上げられました。この改正は、法人の平成21年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

贈与税関係図書（No.3689⑦～⑬、No.3741④～⑨）

法人税関係図書（No.3495⑦、No.4070③、No.4148②～⑦）